

## 独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院における 入院用品提供業務委託企画競争入札公告

当病院内における入院用品提供業務委託の企画競争について、運営管理事業者の募集を行う公示する。

2020年1月20日

経理責任者  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
千葉病院  
院長 室谷 典義

### 1. 趣旨

この公示は、入院患者サービス向上及び当病院に勤務する職員（看護師等）の負担軽減として運営する入院用品提供業務を委託するにあたり、企画競争により最適な提案者を特定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 事業概要

患者利便性の向上、感染症対策等の衛生面の徹底の必要性を踏まえて、入院セット（入院時に必要な寝巻きやタオル等を患者ニーズに合わせて、一日単位でレンタルするシステム）の運營業務をノウハウ・能力を有する専門事業者に委託する。

#### (1) 件名

入院用品提供業務委託

#### (2) 内容

仕様書及び実施要領による

#### (3) 履行（運営）期間

2020年4月1日 ～ 2022年3月31日（2年間）

本契約は契約期間の満了をもって契約は終了し、自動更新はしない。

#### (4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 千葉病院内

#### (5) 選定方法

契約の相手方の選定は、競争に参加する必要資格を満たす者から受理した「企画提案書」及び「企画提案書説明（プレゼンテーション）」の評価により第一交渉権者を決定する。

### 3. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 契約事務細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (3) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において「役務の提供」のA・B・C又はD等級のいずれかに格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) リネン類の洗濯業務に関しては、財団法人医療関連サービス振興会による当該医療関連サービスマークの認定を受理されているものであること（要写し）

- (5) リネン類の洗濯業務に関しては、クリーニング業法規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設届出を行っているものであること。(届出書の写し及び許可証の写し)
- (6) 災害時の対策を鑑み、関東県内に複数の洗濯工場を有すること。(要証明)
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険
  - ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
  - ③船員保険
  - ④国民年金
  - ⑤労働者災害補償保険
  - ⑥雇用保険
- (注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (8) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (9) その他、下記事項に該当する者であること。
- ① 法人等を設置して3年以上経過しており、運営実績があること。
  - ② 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
  - ③ 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
  - ④ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
  - ⑤ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。
- (11) 入札公告、実施要領、仕様書等入札関係書類に指定する全ての事項に対応する者

#### 4. 実施要領等の交付

- (1) 入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

〒260-8710

千葉県千葉市中央区仁戸名町682

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院

管理棟3階事務室 総務企画課（経理） TEL 043-261-2211

(2) 入札関係書類の交付期間及び場所

① 交付期間

2020年1月20日（月）～2020年2月6日（木）

9時00分から16時00分（厳守）

（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）※機密保持に関する誓約書を、当院HIPの入札情報から両面印刷し押印して持参すること。

② 交付場所

(1) に同じ。（要来院）

(3) 参加資格に関する書類の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

2020年2月10日（月）16時00分（厳守）

② 提出場所及び方法

持参もしくは郵送（簡易書留郵送又はレターパックに限る）

(1) に同じ。

※ 名刺・印鑑（認印可）を必ずご持参下さい。

(4) 入札説明会

入札関係書類の交付時に随意実施

(5) 入札の日時及び場所

① 入札の日時

企画提案書説明（プレゼンテーション） 応募者ごとに20分程度を予定

2020年2月12日（水） 当院が指定する時間

② 審査結果の通知

審査結果については、文書により応募者全員に通知する。

なお、審査結果通知は、2020年2月13日（木）郵送にて発送する

③ 入札の場所

〒260-8710 千葉県千葉市中央区仁戸名町682

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院

管理棟地階2階 第1会議室

④ 企画書のヒアリング（プレゼンテーション）あり

※プレゼンテーションでは、セットプラン各品目の商品サンプルを用意し、提示すること。

プレゼンテーションの際は、必ず、身分証明、名刺、印鑑（認印可）を持参して下さい。また、入札参加資格確認結果通知書も併せて持参ください。

⑤ 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 問合せ先

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院

管理棟3階事務室 総務企画課（経理）

2020年2月6日（木）16時00分までに、「別紙2」用紙にて電子メールでの問合せによる。

電話・口頭による質問は一切受け付けません。

質疑の回答は、2020年2月7日（金）16時00分までに電子メールにて回答します。

メールアドレス：[keiri@chiba.jcho.go.jp](mailto:keiri@chiba.jcho.go.jp)

(7) 製品の検証

製品の事前検証は実施しないが、使用上不都合が生じた場合は仕様の範囲内で製品の変更等を対応すること。

5. その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した見積書に2.（1）の証明となるもの及び説明書、仕様書等において定めるものを添付して企画書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、プレゼンテーションの前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した企画書及び見積書等は無効とする。

(5) 契約書の作成

① 作成予定者との契約締結は次の例のとおりとなる。

例：入院用品提供業務委託

② 契約の相手方が決定した時は、経理責任者が指名する期日までに契約書の取り交わしをするものとする。

③ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

④ 本契約は、経理責任者と契約の相手方双方が契約書に記名、押印しなければ成立しないものとする。

⑤ 契約内容を変更する必要がある場合には、契約者双方が協議の上、決定する

こととする。

- ⑥ 説明書及び仕様書に基づく作業等の遅れ若しくは履行せず、相当期間を定めた是正催促にも拘らずこれを是正しない、説明書及び仕様書に著しく背き、当事者間の信頼関係を損なう背信事由があったとき、本契約を解除することができる。また、契約期間中に刑法上で罰金以上の刑に処せられた場合及び行政処分を受けた場合についても同様の扱いとし契約を解除できるものとする。

(6) 契約相手の決定方法

当院契約審査委員会において企画提案内容を採点表にて評価し、最も得点の高い者を第一交渉権者として決定する。

但し、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は、実施要領、仕様書による。